

南相馬市告示第194号

本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和6年9月30日

南相馬市長 門馬 和夫



変 更 調 書

番号	編入する字名	同左に編入される区域	
①	原町区矢川原 字川原内	原町区矢川原 字堂ノ内	33の3、36から39まで、42の2、42の3、43の1から43の3ま で、44の1から44の3まで、49の1、49の2、50の1、50の3、50 の4の一部、151の一部、152の一部、159の一部、161の一 部、162の一部、163、164の1の一部、164の2
②	原町区矢川原 字前迫	原町区矢川原 字田中	141の一部、142、152の一部、155の一部、158の一部
③	原町区矢川原 字堂ノ内	原町区矢川原 字下川原	409の一部
④	原町区矢川原 字田中	原町区矢川原 字広田	354の一部
⑤	原町区矢川原 字熊下	原町区矢川原 字割田	38の一部、195の2、210の一部、222の一部、227から229ま での各一部、232の一部
⑥	原町区矢川原 字熊下	原町区矢川原 字堂ノ前	240の2、240の3の一部、240の4、240の5、388の一部、389の 一部
⑦	原町区矢川原 字堂ノ前	原町区矢川原 字割田	219の一部、230から233までの各一部
⑧	原町区矢川原 字割田	原町区矢川原 字堂ノ前	418の一部、428の一部
⑨	原町区矢川原 字西内	原町区矢川原 字堂ノ前	400の一部、421の一部、424、425の一部
⑩	原町区矢川原 字寺山	原町区矢川原 字西内	417の一部、430の一部

変 更 調 書

番号	編入する字名	同左に編入される区域	
⑪	原町区矢川原 字寺山	原町区矢川原 字堂ノ前	414、415、419の一部、425の一部、427の一部、432、433の一部、434
⑫	原町区矢川原 字西内	原町区矢川原 字高掛	270の1、270の2、271から277まで、283の一部、284の一部、302、307、308、309の一部、319
⑬	原町区矢川原 字隠櫓	原町区矢川原 字高掛	186の2、190の1、190の2の一部、197の一部、200の1の一部、202の1の一部、205の一部、258の一部、265の一部、295から297までの各一部、305の一部、313の一部、322の一部、323
⑭	原町区矢川原 字高掛	原町区矢川原 字隠櫓	154の一部、162、165の一部、168の一部、171の一部
⑮	原町区矢川原 字西道迫	原町区矢川原 字広田	368の一部、371の一部
⑯	原町区片倉 字市渡戸	原町区片倉 字岩下	224の1の一部、224の3の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部
⑰	原町区矢川原 字田中	原町区矢川原 字前迫	74の3